

鳥取県抗がん剤治療副作用対策支援事業補助金に係るQ & A

(令和3年11月26日現在)

No	質 問	回 答
1	助成してもらえる用品は何個ですか？	補助対象は、①頭皮冷却装置のインナーキャップ、②脱毛予防用品ごとに、同一年度内に1人当たり2つに限り ます。
2	異なるがんにかかった場合や再発した場合、転移した場合には再度申請が可能ですか？	再発・転移した場合や異なるがんにかかった場合でも申請はそれぞれの区分で、同一年度内に一人当たり2つま です。
3	インナーキャップと脱毛予防用品の両方を購入した際は、両方の申請が可能 ですか？ また、その場合はいくら補助してもら えますか？	①頭皮冷却装置のインナーキャップ、②脱毛予防用品、 両方の申請が可能です。 その場合、①インナーキャップ1つあたり上限1,500 円で2つまで、②脱毛予防用品1つあたり上限3,800 円で2つまでですので、合計上限1万600円が補助さ れます。
4	治療を受けた日が3年前なのですが、 補助の対象となりますか？	対象です。治療を受けられた日は問いません。
5	補助対象となるために、購入日に制限 がありますか？	令和3年4月1日以降に購入された用品が対象です。
6	がんの治療を受けていることの証明は どのように行いますか？	診療明細書など、がん治療を受けていることが分かる書 類を提出してください。
7	診療明細書などがん治療を受けている ことを証明する書類が手元にないの ですが、どのようにしたらよいですか？	お手数ですが、治療を受けられた医療機関から証明書を もらって提出してください。
8	脱毛予防用品には、一般的な育毛剤も 含まれますか。	脱毛予防用品は、アピアランス用ケアローション等を想 定していますが、一般的な育毛剤についても、がんの治 療による脱毛を防ぐために使用される場合、助成対象と します。
9	対象となるがん患者が未成年であるた め、親が代わりに購入した場合、補助 対象となりますか？	対象となるがん患者の3親等以内の親族が購入された場 合は、補助対象となります。
10	各種ポイントを利用して購入した場 合、ポイント分も補助対象経費に含 まれますか？	ポイントの利用は値引きと整理されるので、ポイント分 は対象外となります。ポイント適用後の請求金額（実 際の支払額）と補助対象経費（ポイント適応前の商品価格 と消費税）のいずれか低い方を補助対象とします。
11	補助対象のがん患者が購入後に亡くな った場合、申請の対象となりますか。	亡くなる前に購入されていることから、補助対象としま す。
12	補整具の購入に係る書類は、領収書だ けでよいですか。明細も必要ですか。	明細書等、購入された内容が分かる書類を添付してくだ さい。
13	脱毛予防用品には、シャンプーも含 まれますか。	脱毛予防効果が見込まれる商品であれば、対象とします。
14	眉毛の脱毛時に使用する、眉毛用のシ ールも対象となりますか。	脱毛に関するアピアランスケア用品のため、対象としま す。
15	まつ毛の脱毛、育毛対策として使用す るローション等も対象となりますか。	脱毛に関するアピアランスケア用品について、対象としま す。
16	爪のもろさに対するケア用品は対象で すか。	本補助金の趣旨と合わないので、爪や皮膚に対するケア用品 は対象外です。